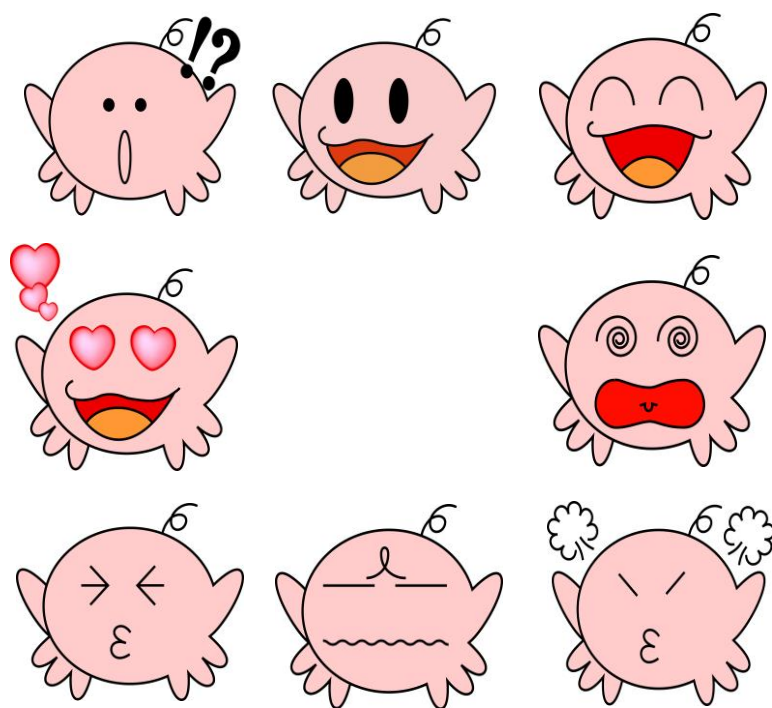


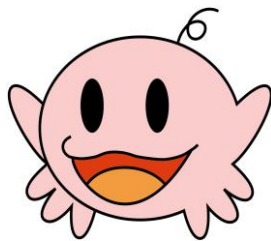
白糠町子ども読書活動推進計画

令和5年度～令和9年度



白糠町公民館図書室オリジナルキャラクター「ヨムヨム」

白糠町教育委員会



白糠町公民館図書室オリジナルキャラクター「ヨムヨム」

「ヨムヨム」は、町民に親しまれる図書室づくりの取組として、特に多くの子どもたちが利用してくれることを願い、平成15年、白糠町特産の「ヤナギダコ」を図案化したものに、町内の小中学生から公募した名前をつけて誕生しました。

春と秋の図書室まつり「ヨムヨム・フェア」をはじめ、ふるさとブックスタートのブックバッグ、読書おもいで帳のワンポイントなどで活躍しています。

目 次

はじめに	1
I 白糠町子ども読書活動推進計画の基本方針	2
1 計画の基本的な考え方	
2 計画の期間	
II 子どもの読書活動を推進するための具体的な取組	3
1 家庭における子どもの読書活動の推進	3
(1) 家庭の役割	
(2) 家庭での取組を進めるために	
(3) 重点事項及び推進事項	
2 こども園・保育園における子どもの読書活動の推進	4
(1) こども園・保育園の役割	
(2) こども園・保育園での取組を進めるために	
(3) 重点事項及び推進事項	
3 学校における子どもの読書活動の推進	5
(1) 学校の役割	
(2) 学校での取組を進めるために	
(3) 重点事項及び推進事項	
4 公民館図書室・地域における子どもの読書活動の推進	6
(1) 公民館図書室・地域の役割	
(2) 公民館図書室・地域での取組を進めるために	
(3) 重点事項及び推進事項	
計画を進めるにあたって～子育てとしての子ども読書活動の推進.....	7
資料 子どもの読書活動の推進に関する法律	8
文字・活字文化振興法	10

はじめに

読書活動は、言葉や知識を蓄え、感性を磨き、表現力や想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きるために欠くことのできないものです。

特に、子どもの読書活動は、生きる力を育むために必要な「豊かな心」や「確かな学力」を身につける基盤として、家庭において赤ちゃんのころから本に親しみ、こども園・保育園、学校での成長に応じた本との出会いを通して、習慣にしていくことが大切です。

しかし、近年、インターネットはますます身近なものとなり、子どもたちへのスマートフォン等の普及とSNS（ネット交流サービス）の利用拡大は、子どもの生活環境を大きく変化させており、テレビやインターネット動画の長時間視聴とともに、読書習慣の未形成による読書離れが憂慮されています。

一方、「全国学力・学習状況調査」（令和元年度 文部科学省）ではこれまでと同様に「読書が好き」と回答した児童・生徒の方が、教科の平均正解率が高い傾向にあり、読書と学力に関連があることは、明らかです。

このことから、子どもの読書活動は、自ら学び課題を解決し、表現力を身に着け、夢と希望をもって、健やかに育つための重要な活動であり、日常的に読書を楽しみ、本との結びつきを深めることができるよう、地域の大人が一体となって読書環境の整備や各種事業の実施などに取り組んでいかなければなりません。

この計画は、白糠町における子どもの読書活動推進の基本的な考え方を明らかにするとともに、家庭、学校、こども園・保育園などの関係機関や地域が、それぞれの果たすべき役割と連携の重要性など、読書好きの子どもを育てるための取組の方向性を示すものです。

令和5年3月 白糠町教育委員会

I 子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日施行)第9条第2項に基づいて策定したもので、白糠町の子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、こども園・保育園などの関係機関や地域が、それぞれに担う役割を明らかにし、連携して行う取組の方向性を示すものです。

(1) 子どもと本との出会いや読書に親しむ機会の提供に努めます。

乳幼児期から少年期へと、子どもの発達段階に応じた読書活動ができるように、関係機関や地域が、それぞれの活動を展開するとともに、情報の交換や協力した取組を進めます。

(2) 子どもが楽しく読書し、読書習慣を身につけるよう、読書環境の整備と充実に努めます。

子どもと本を結びつけるためには、子どもの身近に自由に読める本、役に立つ本が豊富にあることが大切です。

学校図書館や公民館図書室の蔵書整備とともに、新たに導入した図書管理システムを利用し、各蔵書の有効活用を図ります。また、こども園・保育園などの読書環境整備への支援を進めます。

(3) 子ども読書活動の推進に対する理解と関心を深め、地域の大人たちの連携した取組を進めます。

保護者や地域の大人に対して、子どもの読書に関する情報を提供するとともに、自らの読書活動について啓発し、地域ぐるみで読書を推進する意識を高めます。

2 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年とし、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 子どもの読書活動を推進するための具体的な取組

Ⅰ 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが初めて本と出会う場であり、親子や家族とともにゆったりとした時間の中で本に親しむことにより、本や物語への興味、関心を培っていきます。

なかでも、絵本の読み聞かせは、読み手の言葉によって、物語の楽しさを知り、子どもを絵本の世界へと引き込んでいきます。この体験が、子どもと読書を結びつけるために大変重要であり、保護者が積極的に子どもと一緒に本を開く、本にふれる時間をもつことが必要です。そのため、公民館図書室を利用したり、書店にてかけるなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりの工夫が必要です。

また、保護者自身が本に親しみ、読書する姿を見せることも、子どもの読書に対する興味・関心を引き出すうえで大切なことです。

(2) 家庭での取組を進めるために

「ふるさとブックスタート」を通じて、読み聞かせや親子のふれあいを深める読書活動の支援に努めます。

(3) 重点事項及び推進事項

- 重点事項 「ふるさとブックスタート」による親子読書活動の奨励
- 推進事項 ・絵本の読み聞かせ会による読書活動の支援
・家庭における読書活動の支援、読書情報の提供

メモ 「ふるさとブックスタート」について

「ブックスタート」とは、乳幼児健診の機会に、受診した親子に対して、赤ちゃんや絵本を開くことの大切さや楽しさを伝えながら、絵本や子育てに関する資料を無料で手渡す事業で、全国の約6割の自治体で実施されています。

白糠町の「ふるさとブックスタート」は、ふるさと絵本とボランティア手づくりのブックバッグを4ヶ月健診対象の赤ちゃんに手渡し、ふるさと白糠への思いを深めてもらう取組となっています。

2 こども園・保育園における子どもの読書活動の推進

(1) こども園・保育園の役割

こども園や保育園に通う時期になると、子どもは、家庭での体験をもとに、自分の手で本を選び楽しむようになります。

園での友達との出逢いやさまざまな遊びとともに、たくさんの本と出会う機会を設けたり、読み聞かせを行うことで、好奇心や豊かな感性が育まれ、子どもと本との結びつきを強めることができます。

また、家庭とのつながりを深め、読書活動の大切さについて保護者と共通した認識をもつことも、子どもが読書習慣を身につけるうえで重要です。

(2) こども園・保育園での取組を進めるために

読み聞かせを通じて絵本にふれる機会の拡充を図るとともに、成長や興味・関心に応じて自由に本を選ぶことができるよう、団体貸出などで図書の実充を図ります。

また、家庭の理解・協力を促進するため、情報の提供に努めます。

(3) 重点事項及び推進事項

- 重点事項 公民館図書室の団体貸出を活用した図書の充実
- 推進事項
 - ・こども園・保育園と公民館図書室との情報交換
 - ・読み聞かせボランティアによる読書活動の支援
 - ・読書活動への理解を深めるための保護者への情報提供



絵本読み聞かせ

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

子どもの読書習慣を形成するうえで、学校での読書活動は大きな役割を果たしています。町内の各学校でも、学校図書館の利用や読書指導を通じて、読書に親しみ、読書習慣を身につける取組が行われており、地域のボランティアによる読み聞かせも取り入れています。

また、読書は、子どもの感性や創造力といった豊かな心を育むとともに、基礎学力の向上、特に言語力の育成を図り、意欲的に学習に取り組む姿勢を養うことにつながります。そのため、学校図書館を活用した読書活動と学習支援機能の一層の充実が大切です。

さらに、家族が読書を楽しむ姿は、子どもの読書に対する意識や意欲を高めるうえで大きな力となることから、保護者の理解と協力を進めるため、家庭への情報提供や啓発などの取組も必要です。

(2) 学校での取組を進めるために

子どもの読書や学習への興味・関心を高めるためには、学校図書館サポート事業により学校図書館活動の活性化を図るとともに、学校図書館の整備・充実を図り、図書管理システムを利用した公民館図書室蔵書の活用や、「読書おもいで帳」による読書活動の支援に努めます。

また、読書習慣や学習意欲を喚起するため、日常的な読書時間の確保に向け連携を図ります。

(3) 重点事項及び推進事項

- 重点事項 ・ 公民館図書室や学校間の情報の交換と団体貸出・相互利用の促進
- 推進事項 ・ 読み聞かせボランティアによる読書活動支援
- ・ 保護者との共通理解を深める情報提供や働きかけ
- ・ 学校図書館サポート事業による図書館活動の活性化
- ・ 図書管理システムを活用した読書活動支援の展開
- ・ 日常的な読書時間の確保



4 公民館図書室・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公民館図書室・地域の役割

公民館図書室は、町民だれもが気軽に、自由に利用できる身近な生涯学習施設です。子どもから大人まで、それぞれの求めに応じた資料を提供するため、蔵書や各種サービスの充実を図り、町民の読書・学習活動への支援に努めています。

特に、児童書の整備や子どもたちを対象とした行事は、子どもと本とのつながりを深め、読書への意欲を高めるため、図書室活動の重点として事業を展開しています。



ボランティア製作の
ふるさとブックバッグ

また、読み聞かせ会や図書室ボランティアなど、町民のみなさんが図書室事業に参加することは、地域ぐるみで子どもの読書・学習活動を進めるうえで大きな役割を果たします。

(2) 公民館図書室・地域での取組を進めるために

公民館図書室は、子どもが本を楽しむ場、学習活動の支援センターとして、新鮮で豊富な蔵書と役に立つサービスの提供など、より一層の環境整備と機能充実に努めます。

また、子どもと本を結びつける「ふるさとブックスタート」や読み聞かせにかかわるボランティア活動の推進とサークルの育成を進めます。

(3) 重点事項及び推進事項

- 重点事項
 - ・蔵書の整備及び蔵書の有効活用促進
 - ・こども園・保育園、学校等への情報提供と情報交換の充実
 - ・「ふるさとブックスタート」の推進
 - ・図書管理システムを利用した読書活動支援の展開
- 推進事項
 - ・図書室サービスの充実による読書・学習活動支援
 - ・居心地の良い図書室づくりと楽しい時間が過ごせるような事業の展開
 - ・読み聞かせボランティアや図書室ボランティアによる読書活動支援の充実
 - ・新刊情報、読書関連情報の提供

計画を進めるにあたって～子育てとしての子ども読書活動の推進

白糠町は、平成9年度から「ふるさと教育」を推進し、平成19年度からは、その新たな取組として、「子育てのまち白糠町」をめざし、次のような考え方のもと“白糠町だからできる、白糠町らしい子育て”を進めています。

「子どもたちの人格形成は、家庭、学校、地域社会で、親と教師と大人がかかわった適切な教育があって初めて成し遂げられるものであり、家庭における基本的な生活習慣を身に付ける営みの中で、親子や家族で豊かな心づくり、絆づくりがなされ、子ども園や学校での学びや学力保障の過程を通して、教師と子どもや子ども同士の豊かな心づくり、絆づくりがなされ、地域社会における総合的且つ体験的な学びから、大人と子どもや異年齢の子ども同士で豊かな心づくり、絆づくりがなされる。そして、それに伴って、親や教師や大人がそれぞれの果たすべき役割を学ぶとともに、無意識のうちに相互啓発がなされ、自己を高めているものである。

したがって、どれか1つが欠けても教育はなされず、家庭・学校・地域が互いの役割を果たしつつ、相互に連結と補完をしていかなければならないと考えている。そして、今後も0歳児から15歳までの子どもの学びに責任を持つ覚悟である。」

「白糠町の教育づくり～ふるさと教育の新たな展開Ⅳ～」白糠町教育委員会（令和4年1月）

このことから、子どもの読書活動推進は、家庭、学校、地域社会のいずれもがその役割を担っている「子育て」の重要な取組であり、しっかりと手を取り合って進めることで大きな成果が期待されます。

その意味において、この計画が、子どもの健やかな成長のために、大人たちがそれぞれに自らの役割を確認し、本町の読書活動推進の新たな展開を作り出すきっかけとなることを願うものです。



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文学・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

白糠町子ども読書活動推進計画

令和5年度～令和9年度

令和5年3月策定

白糠町教育委員会

(社会教育課)

〒088-0303 白糠町東3条南1丁目

白糠町社会福祉センター内

☎01547-2-2287 FAX 01547-2-2288

